

遊漁船業法の改正に伴う今後の手続・対応について

遊漁船業の適性化に関する法律の改正に伴い、以下のとおり新たに手続・対応が必要となります。

1 遊漁船業者が行う主な手続・対応

	手続・対応	手続等の期限	内容	備考
①	新たな業務規程の作成・届出	令和6年10月1日まで ※4月1日～9月30日の間に新規・更新登録申請、業務規程を変更する場合は新たな業務規程を作成	新たな様式の業務規程を作成し、県に届出	審査基準に適合しない場合は登録・更新を拒否
②	適切な損害賠償措置への加入	令和7年4月1日まで ※令和6年度中の損害賠償措置の更新の際に新たな基準に適した保険に加入	定員1人当たり5,000万円以上の損害賠償措置（保険）への加入	従来の「3,000万円以上」から引き上げ
③	インターネットによる情報の公表	令和6年4月1日まで ※常時従事する従業者が1人以下又は自社ホームページを持たない場合は、営業所への掲示による方法が可能	インターネットの公表事項 ①登録票 ②利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置	公表事項のイメージは手引51、52ページのとおり
④	重大事故発生時の報告	令和6年4月1日以降、義務化 ※衝突、乗り上げ、火災、転覆、設備の損傷、死傷者が生じた場合すみやかに報告	事故の内容等を県に報告（業務規程例 別記様式第1号）	

2 業務主任者が行う主な対応

	対応	開始時期	内容	備考
①	出航前の検査等	令和6年4月1日から	出航前に船舶・設備の点検、乗組員の酒気帯びの有無・健康状態の確認、記録を行う。	遊漁船業者は記録を1年間保存
②	乗務記録の作成	令和6年4月1日から	乗船後、乗務記録を作成（業務規程例 別記様式第2号）	遊漁船業者は記録を1年間保存